

1. 経緯

- 平成25年4月、一般社団法人Medical Excellence JAPAN(MEJ)を設立。
- 総理訪問を機に、ロシア、UAEにおいて日本式の医療センターの構築の合意等の進捗あり。
- 日本再興戦略では、2020年までに新興国を中心に日本の医療拠点を10か所程度創設、2030年までに5兆円の市場獲得が目標。

2. 現状

- (1) MEJを国際展開の中核組織として機能させるために、健康・医療戦略推進本部の下に、タスクフォースを設置し、「今後の医療の国際展開に関する合意」を決定予定。
- (2) 相手国の特性に対応し、政府とMEJの二人三脚で、施策のPDCAを開始。
 - ① 政府がMEJの協力を受けて担うテーマ
日本方式の医療・保険制度、医療の技術標準の新興国での採用促進(例えば、2015年のASEAN経済統合における医療制度構築支援等)。
 - ② MEJが政府の支援を受けて行うテーマ
 - 1) 日本の医療界の支援による個別の医療機関等、日本式医療センターの構築、運営支援。
 - 2) 人材育成 等。

3. 今秋に向けた進捗の概況

医療施設 → 医療を中核とした社会・まちづくり

国名	案件	取組の状況	取組に含まれる要素				
			日本式医療拠点の構築	人材の教育	医療関係の制度・基準等 <small>(保険、医薬品・医療機器に係る認証、医師法・医療法に関わる事項等)</small>	ICT活用 (遠隔医療)	医療関連地域インフラ整備 (社会/街づくり)
ロシア	● 北斗画像診断センター(ウラジオストク)	事業開始	○	○		○	
ロシア	● 日ロ先端医療センター(仮称)(モスクワ)	組成中	○	○			
UAE	● 日本UAE先端医療研究センター(仮称)	組成中	○	○			
カタール	● 日本・カタール再生医療・細胞シートセンター	検討中	○	○			
カンボジア	● カンボジア救命救急センター・大学院	検討中	○	○	○ <small>民間保険創設</small>	○	○

↑ 今秋

↓ 秋以降検討中の国
イラク、インドネシア、カザフスタン、クウェート、グルジア、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、バングラデシュ、ブータン、ブラジル、ミャンマー 等

4. 取組み推進のためのさらなる支援(案)

- 日本再興戦略に基づく医療の国際展開が政府の支援も受けて具体化しつつあるところ。推進の加速化には、タスクフォースとともに、以下の取組の充実を図ることが重要。
- ① 国際展開に挑戦している医療機関、企業等に対し、総理、官房長官から直接、励ましをいただく機会の設定、優れた取組みに対するアワードの創設。
- ② 各国首脳との外交の場を活用したトップセールス。
- ③ 医療に関わる新しい事業展開、リスクテイクを行う資金の担保。具体的には、健康・医療戦略ファンド(仮称)の創設 等

今後の医療の国際展開に関する合意(案)

健康・医療戦略(平成25年6月14日関係大臣申合せ)に基づき、具体的な医療国際展開のための事業を各府省連携して推進するため、今後、関係政府機関及び一般社団法人 Medical Excellence Japan (MEJ)においては、医療の国際展開に関し、下記の指針に沿って行動することとする。

「関係機関における行動指針」

(1) 基本的な考え方

- 医療の国際展開は、相手国との外交・経済面での関係構築にも関わる重要なテーマでもあり、日本の医療技術・サービスの提供等の協力の推進には、事業を行うパートナー間に加え、ケース・バイ・ケースで政府間の対話も事業の円滑な組成、推進、発展に必要と考えられる。
- 具体的には、①相手国内での日本の医療関係者の円滑な活動の確保等、医療制度に関わる調整、②日本の診断基準等の医療技術標準の現地採用の促進、③保険制度の導入支援、④医療機関の設立・運営に必要な公的ファイナンススキームの構築支援等、広範な協力関係が事業の基盤として考えられる。
- 個別の事業への支援策の検討及び、広範な協力関係の構築に向けた関係府省の役割を、具体的な事例に基づいて、実践的、機能的に定める必要がある(役割は必要に応じて随時変更)。
- そこで、政府が一体となって取組を推進するため、タスクフォースにおいて、MEJとの連携のもと、①個別の案件等について政府全体で情報共有し、②必要に応じて当該案件について関係府省が関与した実現可能性調査(F/S)を行い、③政府としての関与の在り方や関係府省の役割について実務者間で調整する枠組みを設ける。
- そのうえで、政府関与案件については、相手国との接触にあたっては外交ルートを活用を図るとともに、必要に応じて、JICA等の実施する二国間援助を総動員して対応することとする。
- タスクフォースでは、内閣官房健康・医療戦略室(以下「内閣官房」)が幹事となり、タスクフォースを通じ、医療の国際展開のPDCAを行い、総理、官房長官に報告する。
- また、インフラ整備に関しては、経協インフラ戦略会議事務局と連携しながら検討を行うとともに、特に公的保険制度等の医療制度や保健人材育成については、関係府省(厚生労働省及び外務省等)において相手国のニーズに応じた制度構築支援についての検討等を行う。
- 我が国は、国際保健外交戦略を策定しており、国際的な保健医療分野の取組を日本外交の重要課題と位置づけ、世界の健康問題の解決に貢献しつつ、併せて国際社会の信頼を高める。案件の組成にあたっては、各国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成の目標に照らし、相手国の実情を十分踏まえるものとする。

(2) 関係府省庁及びMEJが担う基本的役割(必要に応じ、随時見直し)

【内閣官房】

- 政府の窓口として、MEJと有機的な連携を図り、MEJとともに、政府が支援する日本の医療の国際展開に係る情報の一元化を図る。
- MEJの協力を得て、各府省からの情報等に基づき、各国の状況、具体的案件に係る情報を整理し、日本の医療の国際展開に関するポートフォリオを作成、管理する。これらの情報を関係府省、MEJと適切に共有する。
- 広範な協力関係の構築が必要な案件について、各府省の施策の調整、連携促進等、日本政府として一貫性のある対応を行うため、各府省及びMEJの役割、関与等に関し、必要な調整を行う。
- 関係府省と連携し、ファンド、政府系金融機関によるファイナンス面での支援の拡充、円滑化に向けた調整を行う。

【総務省】

- 同省又は同省所管法人等が実施した過去及び進行中、予定される関係案件を整理するとともに、JICA等が実施する事業との有機的な連携を行う。
- 相手国の通信インフラ等の状況を踏まえ、通信インフラ等を活用する技術、システム、サービスにかかる事業(国外及び国内の医療機関を結ぶ遠隔医療・診断、国内電気通信事業者が行うサービス等)の組成を支援する。

【外務省、(国際協力機構等)】

- 内閣官房の提供する情報をもとに在外公館において関係政府機関と協力し、新興国等の保健・医療事情やニーズの把握に努めるとともに、相手国の保健当局等と必要な調整等を行う。

- JICA等が実施した過去及び進行中、予定されるODA案件(専門家派遣、研修等の実施、施設及び機材整備などを含む)を整理するとともに、各府省等及びMEJが関わる事業等との有機的な連携を行う。
- 外交ルート(相手国要人の来訪時、在外公館における相手国政府への接触等)を活用する方策を提案する。
- 必要に応じ、日本の医療関係者等の渡航、研修生等の受入れに係る側面支援、医療目的のビザの円滑な発給を引き続き行う。

【文部科学省、(放射線医学総合研究所等)】

- 同省又は同省所管法人等が実施した過去及び進行中、予定される関係案件(協力協定、専門家の派遣等)を整理するとともに、JICA等が実施する事業との有機的な連携を行う。また、個別の事業を通じて重粒子線がん治療に関する各国とのチャンネルを構築・維持に努める。
- MEJと連携し、日本の教育機関で医学関係の教育を受け、帰国した相手国の医療関係者をフォローするネットワークを構築するとともに、相手国と日本の教育機関間の相互交流等を支援し、日本の医療技術が普及するための基盤となる人材の育成を図る。

【厚生労働省、(国立高度専門医療研究センター等)】

- 同省又は同省所管法人等が実施した過去及び進行中、予定される関係案件(ASEAN地域等新興国への政策形成支援の協議内容、国立高度専門医療研究センター等が海外の医療機関と締結している協力協定等)を整理する。
- 相手国の医療基盤(①医療制度、保険制度等の企画、設計、運営等、②人材育成等)の構築支援を行うとともに、関係機関と連携して、日本の医療技術・サービスが相手国において円滑に導入、採用されるために相手国保健当局との関係構築等を行う。
- 支援として必要な場合、事業当事者の求めに応じ個別の事業案件においても、関係機関と連携して相手国の保健当局等との対話を行う。
- 外国人が安心・安全に日本の医療を受けられるよう、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)を推進する。

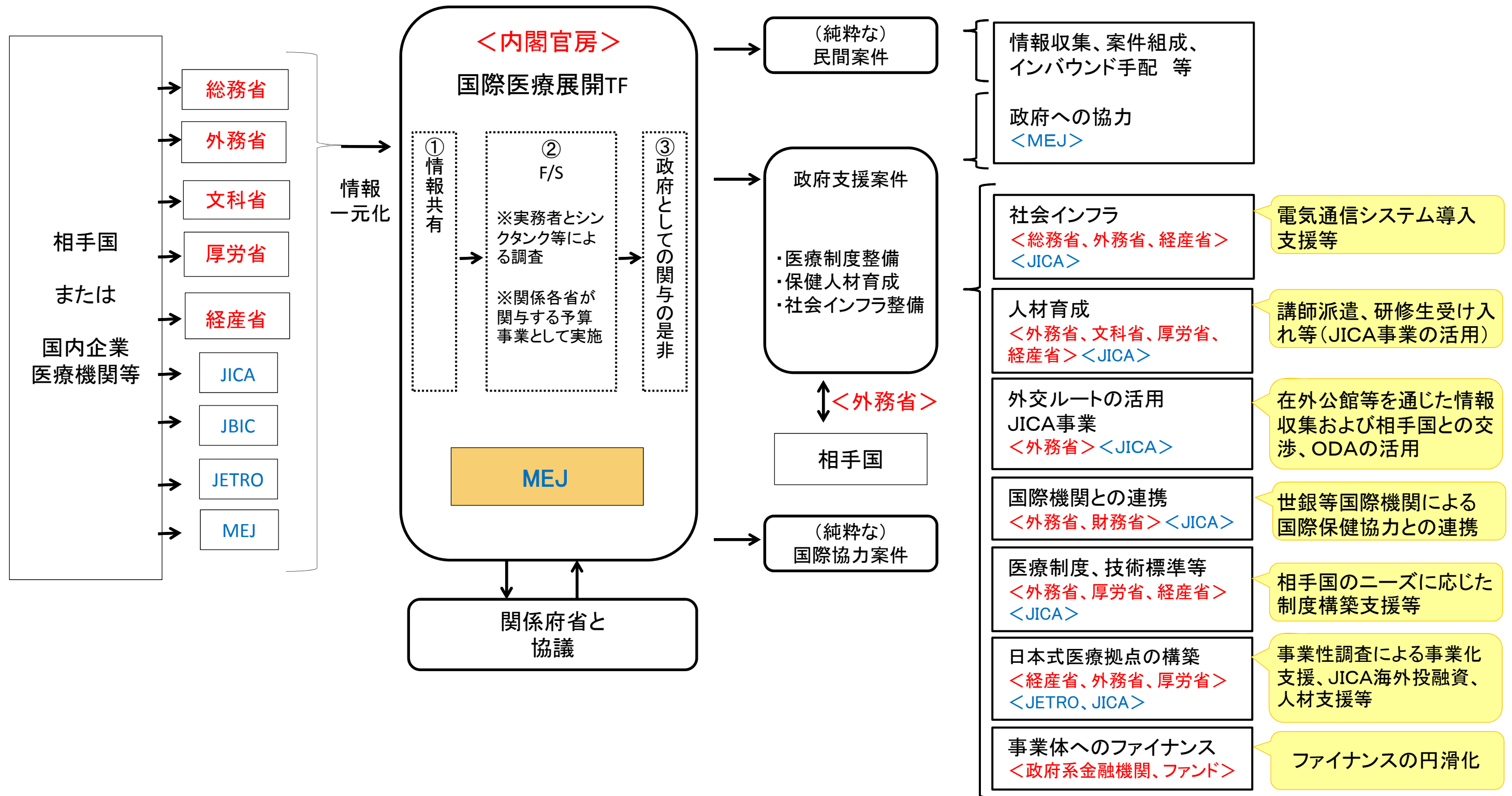
【経済産業省、(日本貿易振興機構等)】

- 事業性調査等を通じて、海外における日本の医療技術・サービスの事業化を促進するとともに、アウトバウンドの基盤的役割を果たすインバウンドが円滑に行われるよう、MEJと連携し、海外患者受入れ医療環境の整備、広報活動を推進する。
- アウトバウンドに係る個別事業について、内閣官房等とも連携し、個々の実情に応じた具体的支援を行い、成功事例を増やす。
- 同省又は同省所管法人等が実施した過去及び進行中、予定される関係案件(事業性調査事業、セミナー等の広報活動等)を整理するとともに、MEJやJICA等が実施する事業との有機的な連携を行う。
- 効果的な広報活動に向けて、MEJに係る商標(マーク等)をMEJが柔軟に利用できるようにする。

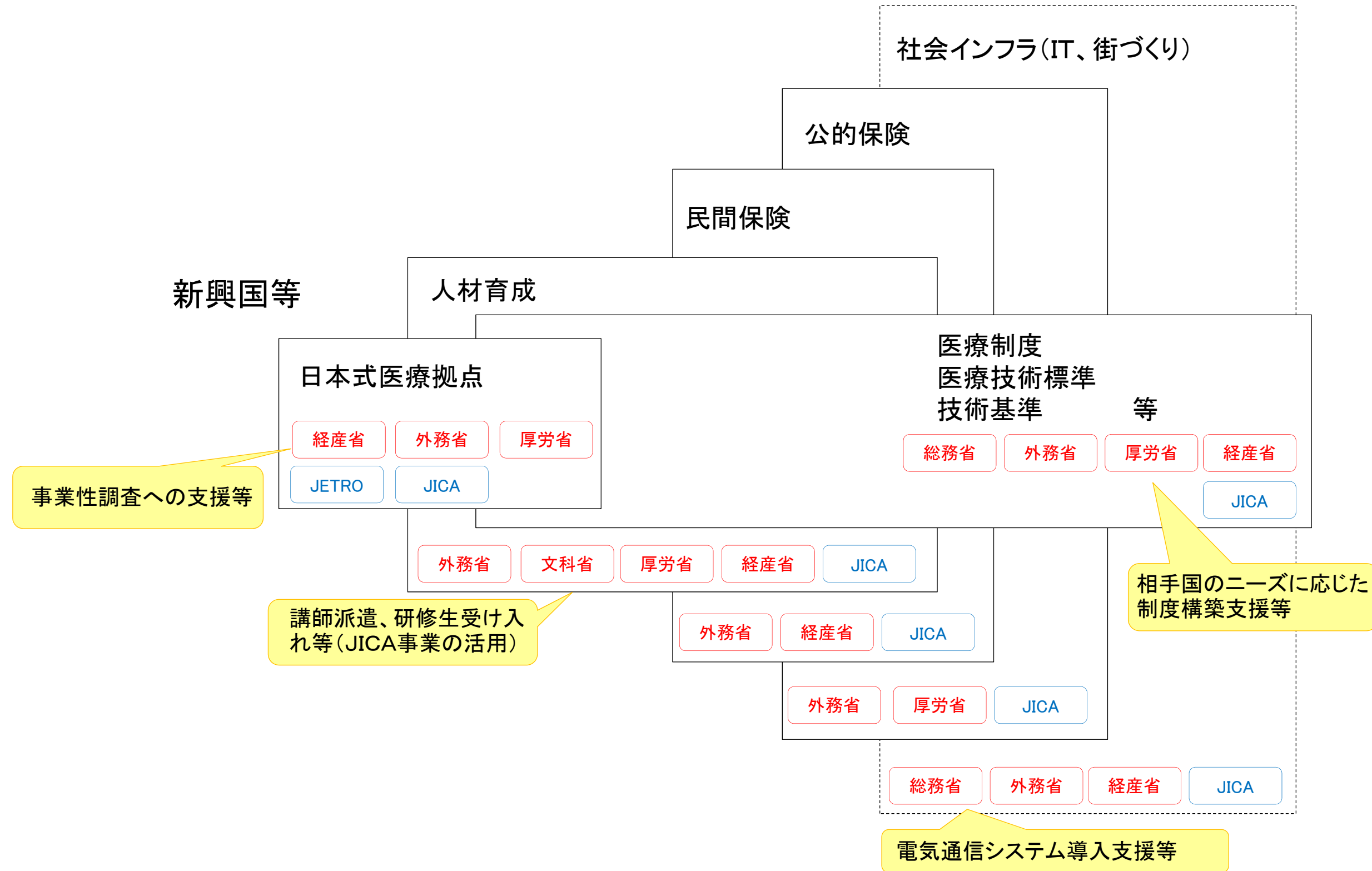
【MEJ】

- 内閣官房とともに、日本の医療の国際展開にかかる情報の一元化を図り、民間ベースの個別案件を推進するためのハブとしての機能を果たすと同時に、内閣官房が医療の国際展開に係る全体像を把握するために必要な協力を行う。
- 外務省と協調して日本の医療の国際展開の窓口としての機能を確立し、質の高い、日本の医療を積極的に海外に紹介するなど、日本の医療の国際的な認知度の向上に務める。
- MEJが主体となる事業の展開を図るとともに、MEJが持つ日本医療への窓口としての機能を活用して、個別の事業と契約を行い、日本の医療へのアクセスを担保する等、基盤的な事業も行う。
- アウトバウンドの基盤となるインバウンドが円滑に行われるよう、その支援事業を行う。

医療の国際展開に関する合意 イメージ



案件の広がりと関係府省、関係機関の役割イメージ



(参考) 一般社団法人Medical Excellence Japan (MEJ) の位置付け

- 医療の国際展開に当たって、政府関係機関、医療機関及び企業等の取組の「ハブ」の役割を果たす。
そのため、新興国等に向けた政府の支援（過去の成果を含む）、医療者・医療機関のコネクション、各国の医療ニーズ等を踏まえ、医療国際展開へ向けた取組のポートフォリオ管理・推進を政府と連携して実施する。
- 当面の間、政府機関とMEJとの間の連絡調整は、「健康・医療戦略推進会議」及びその下に設置している「医療国際展開TF」（各省等局長級会合。（議長：健康・医療戦略室長））を中心に行うこととし、その事務は、関係府省庁等の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。

